当事者参画で進める ユニバーサルデザインの 施設づくりハンドブック

― より使いやすい公共施設にするために ―

東京都福祉局のホームページにも掲載しています。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/toujisya_handbook.html



- ・この印刷物は、どなたにも見やすく読みまちがえにくいユニバー サルデザインフォントを使用しています。
- ・また、色覚などの個人差を問わず、より多くの人に必要な情報 が伝わるようユニバーサルデザインに配慮しています。

当事者参画で進めるユニバーサルデザインの施設づくりハンドブック

編集・発行

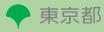
東京都福祉局生活福祉部企画課福祉のまちづくり担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 (第一本庁舎31階北側)

電話: 03-5320-4047 ファクシミリ: 03-5388-1403

発行日:令和6年3月 登録番号:(5)121







はじめに

- ●誰もが使いやすい施設づくりを目指す上で、実際に施設を利用する当事者から意見を聴きながら設計等を進める、「当事者参画」の取組は、利用者のニーズに配慮した環境整備が図られるために有効な手法です。
- ●国が平成26年に批准した、国連の「障害者の権利に関する条約」では、「障害」とは、個人の心や体の機能の障害と、社会や環境の中にある様々なバリア(社会的障壁)との相互作用によって生じるものであるという、「障害の社会モデル」の考え方が明確に示されました。
- ●これらの経緯も踏まえ、年齢、性別、国籍、障害の有無等に関わらず、 できるだけ多くの人が自由に利用できるように、「当事者参画」により、ユニバーサルデザインの施設づくりを着実に進めることが重要です。
- ●このため、都は、「当事者参画」に初めて取り組む担当者の皆様にも「これならできそう」と思っていただけるよう、当事者参画の進め方の例を示すとともに、実際の事例も紹介したハンドブックを作成しました。
- ●より多くの施設の整備・運営主体の皆様においては、このハンドブックを参考に、各自治体等の事案の特性に応じて、「当事者参画」に取り組んでいただけるよう、ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

東京都福祉局

● 作成の目的と活用を想定している対象者

・目 的: 自治体等が当事者参画に取り組むために必要なプロセスや手法 を共有するとともに、多くの施設での自発的な取組を促進

・対象者:自治体等で施設の計画策定、設計、施工、運営等を行う事業所管部署の担当職員、公共施設等の設計や施工に関わる事業者等

〈ハンドブックの中での言葉の定義〉

*当事者 原則として全ての利用者を指すが、このハンドブックでは、 特に障害者、高齢者、子供、乳幼児連れ、妊産婦、外国人等 の利用者を想定

*参 画 施設整備に係る事業プロセスで、意見表明、意見交換、検討会やワークショップへの参加など何らかの形で関与すること

*バリアフリー

既存の施設等にある利用者のハード・ソフトのバリアをなく すこと

もくじ

第 1 章	当事者参画の進め方	
	1 当事者参画の効果 2 当事者参画の企画 2-1 対象事業の選定 2-2 当事者参画の共通目標の明確化 2-3 参画のタイミングと期待できること	— 1 — 2
	3 当事者参画の準備・運営 3-1 当事者参画等の方法 3-2 参加者の人選 3-3 ソフト面の配慮事項 3-4 ハード面の配慮事項 3-5 ワークショップを例とした当日の運営方法 3-6 事後検証とスパイラルアップ	5
	4 参画の後の取組 4-1 意見の記録と公表 4-2 施設運営者へのユニバーサルデザインの考え方の引継ぎ 4-3 当事者参画のデータベース化	—11
第 2 章	5 Q&A 当事者参画による整備事例	— 13
	整備事例の区分別・段階別一覧表	— 14
	事例-1 大田区 ········ 面的バリアフリー	 15
	事例-2 港区 ∮ 面的バリアフリー ————————————————————————————————————	— 17
	■ 豊島区 女 公共交通施設	
	■ 4 練馬区	
	<u>■例-5</u> 世田谷区 ······ 道 路 <u>■例-6</u> 品川区 ········ 公 இ	— 23 — 24

公 園

建築物

建築物

25

26

- 27

事例-7 府中市 ⋯⋯⋯

事例-8 瑞穂町 ⋯⋯⋯

☞例-9)多摩市 ⋯⋯⋯